

第1章 計画の前提

第2期基本計画を進める上で土台となる方針と、本市が置かれている基礎条件を示した章です。政策・施策はこの前提のもとに進めるものとします。

I 市民自治 ~まちの主権者である市民の英知を集め、真の地方自治の確立をめざします。~

本市は昭和48年(1973年)に、市民の参加と連帯でつくる市民自治をめざし、鎌倉市民憲章*を制定し、まちづくりの基本となる方向を定めました。

本市の総合計画基本構想の基本理念は、市民自治の確立として「まちの主権者である市民の英知を集め、真の地方自治の確立をめざします」と掲げています。また、地域のことは自らの力で解決しようとする市民の活動がこれまでも活発に行われており、最近では防犯・防災への取り組みが始まっています。地方自治の確立においても、市民とともに地域のことを解決する市民自治のより一層の推進が求められています。

市民一人ひとりが地域の担い手として地域にかかわることにより、地域の発展と自立を図ることをめざします。

■ 基本方針 ■

1 市民自治の基本となるルールづくり

市民にとって身近なことはできる限り地域で行うとする、市民のための地方自治を推進します。そのための基本理念・基本原則や市民参画*と協働*の仕組みなど、自治体運営の基本を明らかにする(仮称)自治基本条例*を市民との協働で制定し、市民参画と協働による市民自治をさらに推進します。

2 市民参画の推進

さまざまな方法と場を通して、きめ細かく市民の意見を聴き取るとともに、行政情報をわかりやすく提供して政策形成や評価の過程への市民参画を図り、市民との合意形成を重んじます。また、市民満足度や市民ニーズを常に把握し、施策や事業などに市民の意見を反映します。

3 市民・事業者・NPO等との協働の推進

施策の展開や事業実施にあたっては、市民ニーズに応じたきめ細かな質の高い行政サービスの提供や、個性豊かで活力ある地域社会の構築をめざして、市民・事業者・NPO*等との意思疎通を図るとともに、教育機関なども含めて協働の推進を図ります。

実施計画

■(仮称)自治基本条例の制定(0-I-1-①)

事務事業評価

■地域コミュニティ推進事業(市民-03)
■議会事務(議会-01)
■選挙事務(選挙-01)
■啓発事業(選挙-02)
■市長選挙執行事務(選挙-03)
■市議会選挙執行事務(選挙-04)
■参院選挙執行事務(選挙-05)
■監査事務(監査-01)

関連リンク

■[日本国憲法](#)
■[地方自治法\(総務省\)](#)

鎌倉市民憲章:昭和48(1973)年11月3日に平和都市宣言を受けて、住民自治の確立を始めとした市民憲章を制定した。

市民参画:市民がより積極的に市政に関わり、政策形成過程まで市民の共通の意思が反映される仕組み。2次総は「市民参加」。

協働:公共サービスの設計・実施をめぐって、行政と市民が対等のパートナーとして協力すること。

自治基本条例:自治体の組織運営、活動の基本原則及び自治体と住民の関係などについて定める条例。自治体の憲法ともいべき性格を持つ。

NPO:(Nonprofit Organization)非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。